

## 令和2・3年

### 能代市小規模修繕等契約希望者登録申請について

能代市の発注する小規模修繕等に係る契約希望者として登録を希望される方は、次の内容及び小規模修繕等契約希望者登録申請書記入要領等をご覧のうえ、提出してください。

#### 対象となる小規模修繕等について

次の業種の修繕のうち、1件の金額が50万円以下（内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なものに限る。）のものであります。

- ①土木一式 ②建築一式・大工 ③屋根・板金 ④電気 ⑤塗装 ⑥管 ⑦ガラス  
⑧建具（木製・金属） ⑨畳 ⑩雪下ろし、除排雪（機械借上げ除く） ⑪その他

#### ※資格が必要な業種

- ④電気・・・第一、二種電気工事士免状など  
⑥管・・・能代市指定給水装置工事事業者証、能代市指定排水設備工事店証など

#### 1 登録要件

能代市内に主たる営業所（本社）を有する方。  
建設業許可の有無、経営規模、従業員数等は問いません。

ただし、次の項目に該当する方は登録できません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ない者等。
- (2) 申請書提出時において、引き続き2年以上同一の事業を営んでいない者。ただし、同等の経験を有すると認められる者を除く。
- (3) 能代市建設業者等級格付名簿に登録されている者。
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者。
- (5) 自ら履行できない者。
- (6) 市税等を滞納している者。
- (7) 個人市民税の特別徴収義務者として、地方税法かつ能代市市税条例を遵守していない者。
- (8) 代表者等が集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者。
- (9) その他公共の発注の相手方として不適当と認められる者。

#### 2 登録の有効期間

**名簿登録の日から令和3年12月31日まで**

※名簿登録は、申請書を受付後に資格確認ができ次第となります。

### 3 申請書の受付期間 随時受付しています

※受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

### 4 申請書の提出方法等

- (1) 提出方法 持参又は郵送
- (2) 提出先 〒016-8501 秋田県能代市上町1番3号  
能代市 総務部 契約検査課（第1庁舎1階）
- (3) 提出部数 1部

### 5 結果の通知

書面により通知します。

### 6 希望者名簿の公表

希望者名簿については、契約検査課及び能代市ホームページで公表します。  
公表する項目は、住所、商号又は名称、代表者職氏名、電話・FAX番号です。

※希望者名簿に登録された場合でも、契約を約束するものではありませんので、ご了承ください。

### 7 次回（令和4・5年分）の申請受付

受付期間 令和3年10月中旬～11月中旬

**※申請がない方への個別のご案内は送付しません。**

※広報のしろ及び能代市ホームページでご確認ください。（令和3年10月掲載）

### 8 問い合わせ先

〒016-8501 秋田県能代市上町1番3号  
能代市 総務部 契約検査課  
電 話 0185-89-2222  
FAX 0185-54-6460